

(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第 / 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印
事件の表示	平成 ¹⁴ ₁₅ 年(7)第 19276 16 6732 号 104	
期日	平成17年9月16日 (前) 午後7時00分	
氏名	就見 一夫	
年齢	66歳 (昭和13年10月3日生)	
住所	新潟県青森2-3-32 7147-2 青森1111	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり <p style="text-align: right;">以上</p>		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣


せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

就見一夫  印

原告ら代理人奥村

証人の専門ですが、これは国際法ということによろしいですか。

ええ。特に国際法の中でも国際環境法という分野をやっています。

証人の経歴とか業績等は、証人の意見書に添付された資料のとおりということによろしいですね。

はい。

証人がODAについて研究されるようになったのは、いつごろからでしょうか。

1981年に国連後発開発途上国会議、国連最貧国会議と言われてます、これがパリで開かれまして、それに出たとき以来、これだけ先進国が援助してながら、何で途上国の、特に最貧国の場合はますます貧しくなるんだろうという疑問からですね。

その時期に、そういった疑問から研究を始められたということですね。

はい。

その後、証人は援助による開発プロジェクトの現地にも行っておられるんですが、一番最初に行かれたのはどこですか。

インドのナルマダが最初ですね。

最初にナルマダに行かれたのは、どういうきっかけからでしょうか。

1988年にベルリンで世銀、IMF総会がありまして、そのときに並行してNGOのパネルが、カウンター・ कांग्रेसと言いましたけど、並行会議があったときに、私が日本人であるということだったわけですが、大変にアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アメリカなんかのNGOから非難を受けました。

それがきっかけで行くようになったと、そういうことですね。

はい。

実際に現地に行かれたのは、90年3月ということによろしいですか。

はい。

ナルマダの現地へ行かれて、どんなことが印象に残りましたか。

アディバシと言いまして、森に住む人という意味ですけども、先住民の人たちがナルマダ川に依拠して、そこで水浴び、飲料水ももちろんですけども、漁業、更には舟運、更にはその川のほとりの畑、森に依拠して生活している人たち、その人たちの生活基盤を壊すことは決して良いことではないということから、このダムは造らないほうが良いという判断をしたわけですね。

証人はそういったナルマダに行かれた経験とかも含めて、ODA研究のテーマというか、観点といいますか、それはどのようなテーマで取り組んでおられたのでしょうか。

そのナルマダに行ったときに、インドの聖人と言われるババ・アムテさんから、日本の援助が底辺層にまで届かないのは、まあ、これは我慢できると。しかし、援助の名において社会的弱者の生活基盤そのものを壊してしまうということは、これは日本として援助のあり方を考えてもらいたい、という一言が重くのしかかって、言ってみれば今日まで、その指摘を受け止めて研究を続けてきてるということですね。

証人は、JICAの研修所で講師をされてたこともあるんですね。

はい。

これはいつごろのことですか。

1980年代の初めから、新潟大学へ移る92年まで、10年ぐらい続いていたと思いますけど。

主にどんなことを教えておられたのでしょうか。

特に漁業協同組合コースで、途上国における漁業協同組合を作るという、その研修コースだったんですけども、そこで海洋法を中心に教えるということでした。

本論の方に入っていくんですが、今、話が出ましたインドのナルマダ・ダムなんですけれども、このナルマダ・ダムのプロジェクトの問題点、これを簡潔に説明していただけますか。

はい。1985年に世界銀行が融資を決定して、その直後にOECD海外経済協力基金が協調融資という形で融資を決定したわけですが、その段階において、インドにおいて環境アセスメントも行われていませんでしたし、先ほど言いました先住民の人たちの移住計画もできてなかったんですね。それで工事をどんどんどんどん始めてしまうということで、インドの原住民の人、更にはそれを支援するNGOの人たちが、こういう形のダム建設というのはおかしいと。ちゃんと環境アセスメントをやって、その再定住、生活再建ができる見通しを立ててから建設工事を始めるべきだということで、大変な反対運動がありまして、それを現実に見て、日本としても、このような形の融資というのか援助というのか、これはやめてもらわなきゃ困ると。またタックスペイヤーとして当然要求しなきゃいかんということで、OECDに、それから外務省にも接触したわけですね。

そうすると、実際、今おっしゃったような問題点について外務省とかOECDに伝えていたということですね。

はい。

御自身が見られたことを含めて伝えてたということですね。

はい。

そういう証人の方から伝えたことに対して、OECDや外務省の方はどんな反応、応答がありましたか。

いや、まじめだったですね。僕は先ほど言いました1988年にベルリンから帰った後、すぐOECDへ行ったんですが、あのときは環境担当徳田君だったんですけども、徳田君自身はナルマダは知りません

でして、ナルマダってどこにあるんですかということから話がいったんですが。それからすぐOECDは現地調査団を派遣しましたし、外務省もちゃんと対応しましたし、国会もそれを取り上げて、かなり国会でも議論になりまして、まあ、今と比べて90年代の初めに私が問題提起したときの官僚のまじめさというのは非常に感じますね。今はもう全く逆になっていますね。

そうすると、このプロジェクトの問題点について指摘したところ、外務省とかOECDの方は自ら調査して、具体的な問題点を検討し始めたところ、そういうことですね。

そうですね。

結論として、これは90年6月に追加資金供与を停止してるんですけども、ここに至る経過、日本政府やOECDの方としてどんな問題点を確認したから、こういう停止をしたということでしょうか。

やはり外務省としては従来、世界銀行がやるプロジェクトについては世銀がちゃんと事前調査をやってるだろうという前提で、ほとんど調査らしい調査もしなくて、協調融資という形で融資を行ってきたわけですし、OECDも同じことなんですけども。私たちの、余りにも環境的、社会的に問題があり過ぎるといふ指摘に対して、自分たちも調査団を送って、なるほど問題があるわいと。したがって、1990年6月には追加融資をストップするという措置を取ったんですね。

甲B第22号証の4枚目を示す

これはナルマダ・ダムに関して、平成2年11月20日に参議院で国会で議論されたときの議事録なんですけども、その16ページの1段目の一番最後から2行目の所から、中山太郎、当時外務大臣ですが、これの答弁が始まっているんですけども、ここの中で、慎重に相手国のプロジェクトについて調査を行うことをはじめ、事後の評価、このようなものをきちっとやって、政府が

国民の信頼を得られるような形でODAを実施し、相手国からも喜ばれ歓迎されることが必要だと答弁してますね。更にその後、木庭議員のほうから、事前調査が不十分だったのが問題だというような指摘があったのに対して、続けて中山外務大臣が御指摘のとおりでございますということで、今後ともしっかり慎重に対応していきたいというふうに回答してるんですが、当時の政府の姿勢としてはこの国会答弁に示されているような姿勢だったんでしょうか。

そうですね。意外に政府の反応がまじめだったですし、外務省もまじめだったし、OECDもちゃんとそれを受け止めて、すぐ調査団を送るといようなことをやりました。今考えると、何か隔世の感がありますね。

このプロジェクトについては、その後、世界銀行がモース調査団を派遣して調査を行っていますね。

はい。

この調査によってどういう事実が明らかにされましたか。

その前に付け加えなきゃいかんのは、私たちが問題提起した後、すぐ1990年6月に日本が追加融資停止をやったということで、これは世界的に大変に評価されたんですね。外務省の有償資金協力課がアメリカの9つの環境保護団体、人権保護団体から持続的開発賞という、世界の外国のNGOから外務省が持続的開発賞という形で表彰されたのは初めてだと思うんです。初めてで最後でしょう。そういうことがあって、世界のNGO、人権保護団体、環境保護団体があのエコノミックアニマルがこんなに素早く対応するのかということで、世界的に評価されたんですね。それに対して世界銀行は融資ストップという線をその時点で出さなかったんですね。したがって我々は1990年9月にワシントンに行きまして世界銀行と話し合う。それで随分もめに

もめて、我々が主張したことは、内部のスタッフの意見だけ聞いてたら、ナルマダはいいプロジェクトだということになってしまいうんで、一遍、外部の第三者の意見を聞きなさいと、第三者機関を作りなさいということを書いて、それでモース委員会ができることになったんです。

意見書で基本的なことは書いていただいていますので、聞かれたことに答えるようにしてください。

はい。

モース調査団が派遣されて、問題点として指摘されたポイントだけを簡単に説明いただけますか。詳しい内容は意見書のほうに書いてもらっていますのでね。

モース調査団の核心は、移住問題については、移住計画も作られてない。したがって世銀の非自発的移住ガイドラインに反してると。環境についても、いまだ環境アセスメントが終わってない。したがって環境ガイドラインに反してる。したがってこの問題についてはインド政府にも責任があるけども、世界銀行も環境ガイドライン、非自発的移住ガイドライン、先住民ガイドラインを守ってないと。したがって世界銀行にも責任があるというのが核心でありまして、このコトパンジャン・ダムも同じ問題と直面してるわけですけども。報告書の核心はインド側にも責任がある、世界銀行にも責任があると、そういう指摘です。

このモース調査団の調査を踏まえて、責任としてはナルマダ・ダムに対する融資はどういう結論を出したんでしょうか。

世銀のマネージメントはこのモース調査団の報告書を葬り去ろうということで、理事会ですったもんだやって、妥協案として6か月の猶予期間を設けて、インドが環境計画、移住計画をちゃんと作るというこ

とで、その結果を見て、改めて審議しようということになったわけですが、6か月たってもインドのほうで移住計画を出せなかった。環境計画を出せなかった。したがって、形としては、インドが世銀の融資を辞退するという形で、実質的には世銀の融資をストップする。それが1993年3月ですね。

ナルマダ・ダムに続いて証人が取り組まれたODAプロジェクトがインドネシアのクドゥン・オンボ・ダムと本件コトパンジャン・ダムであるということでもよろしいですかね。

そうですね。

これらのプロジェクトの現地に行かれたのはいつでしょうか。

1990年8月です。

まずクドゥン・オンボ・ダムについてお聞きしますけれども、このダムプロジェクトについて関心を持たれたのは、どういうことからですか。

ちょっと想像を絶することで、1989年1月16日にクドゥン・オンボ・ダムができたんですけども、まだそこに立ち退きを拒否して1500世帯、7000人の人たちがいるにもかかわらず、水を張りだすという、まあ、ちょっと人権侵害もいいとこの行為が行われたわけでありまして、それが世界銀行と日本輸出入銀行の融資で行われていましたから、当然そこは我々タックスペイヤーとして見ておく必要があるということで行ったわけです。

現地に行かれて、どういうことが印象に残りましたか。

とにかく住民たちは、スハルト政権の時代ですけども、各家にはスカルノの肖像を掲げて、スカルノだったらこんなめっちゃはしなかったということで、住民はもう殺すなら殺せと。軍隊にダーッと周り囲まれてますからね、とにかく殺すなら殺せということを書いてましたし、農民は日本の成田のことを知ってましたね。

このクドゥン・オンボの現地に行かれて、いろいろと現地で見聞したことがあったと思うんですが、ここで特に裁判所に伝えておきたいポイントして、どういう点が印象に残ったかということをご証言いただけますか。

とにかくこの裁判でもそうですけど、建前論としてのODAはこうでありますという、何か自助努力を促進してますとか、何とかかんとかきれいごとを書いていますけど、実行は全然別だという。だから建前論とその実行と、とにかく余りにも乖離があり過ぎるということで、私は外務省の連中もOECDも現地を余りにも知らなさ過ぎるということをつくづく思いますね。

このクドゥン・オンボの件に関しても、その現地の事情について余りにも援助する側が知らなすぎると、そういう問題を痛感したと、そういうことでしょうか。

はい。

このクドゥン・オンボの次にというか、同時にということですが、コトパンジャン・ダムに関心を持たれたということなんですが、そのきっかけになったのが日経新聞の記事だと、そういうことですね。

はい。

乙B第13号証を示す

この新聞記事ですね。

はい。

特にこの記事を見られて、どの辺りに関心を持たれたんでしょうか。

この記事はスマトラ象というのにピントを合わせてましたけど、私は特にこのカンバル川とマハット川の流域に住む住民のことに非常に関心を持ったですね。

コトパンについても90年8月に現地に行かれたということですね。

はい。

これが最初、第1回目の現地訪問ですね。

はい。

現地へ行かれてどんなことが印象に残りましたか。

マハット川とカンパル川に沿って田んぼがあり、ゴムの木があり、ココナツ、ドリアン、ランブータン、バナナ、大変な豊かな果樹があって、住民たちは川のほとりで泳いだり、水浴びしたり、魚取ったり、本当にのんびりとした生活で、日本人たちは現地の人たちを怠け者と言うかもしれませんが、午前中だけ働いて、昼から皆さんお茶飲んで、おしゃべりして、僕は人生の極楽の極致だなという感じを受けて、こんな所を壊すなんてもってのほかだと思ったですね。ましてマハット川に沿って国道が走ってる、カンパル川に沿って州道が走ってるわけで、そこには道路が走ってるということは、そんな大きな洪水は無いということですから、あと電力だとすると、どんな電力事情があるんだという疑問を持ったですね。

甲B第21号証を示す

これは日経新聞の新聞記事なのですが、ここで報道されてる民間調査団というのは、鷺見教授が行かれた調査団のことですね。

はい。

この中で4点にわたって、ダムの問題点を確認したということで報道されてるんですが、調査で明らかになった問題点の骨子は、ここに報道されてるとおりでよろしいですか。

はい、結構です。

結論として、この調査結果、このダムに対する融資はどうすべきだというふうに、この調査団としては判断したんでしょうか。

こんな所は沈めるべきでない、壊すべきでない。電力が必要ならば、赤道の真下ですから、太陽熱だとか太陽光を考えればいいじゃないか

と。コスト的にいっても現時点ではガス発電が一番安いんで、この近くにミナスの石油基地がありますから、何とかガス発電で社会環境、自然環境を壊さない形で電力確保ということを考えるべきだということとで申入れをしたわけですね。

今おっしゃったような調査団の結論について、これを日本政府やOECDに伝えたことはあるんですね。

ええ、伝えましたね。

その調査結果について伝えたことに対して、日本政府とかOECDの方からどんな応答がありましたか。

まだ、あの時点はまじめだったですね。OECDはちゃんと調査団を派遣しましたね。

甲B第20号証を示す

今ちょっと言われた新聞記事というのは、これのことですね。異例のODA調査と書かれていますけど。

はい。

結果として再調査もあったようですけれども、この調査団の目的とか結果については、明らかにされましたか。

ここからおかしくなってきましたですね。調査団を派遣しながら、調査結果を見せてくれということに対して拒否をしたわけですね。結果的には我々は見ることができませんでした。

甲B第22号証を示す

これは平成2年11月20日に参議院の決算委員会で行われた国会の質疑なんですけれども、このときも再調査団の内容ということが問題になりましたね。

はい。

このときも明確な回答はしなかったということで、議事録に書いてあるとお

りだと思いますが、そういうことですね。

はい。

結果として、コトパンジャン・ダムに対する円借款、これは90年12月に締結されましたね。

はい。

その後、この円借款に3条件が付されてるということが明らかになったんですが、証人がこのことを初めて知ったのはいつごろでしょうか。

1991年の初めだったですね。

これはインドネシア側の報道がきっかけですか。

はい。

3条件の具体的な内容が分かったのはいつごろでしょうか。

1991年3月30日付けのプロスペクというインドネシアの雑誌に載ってたのを見まして、ああ、こういう内容かというふうに理解したわけです。

甲B第60号証を示す

これが今証言された記事ですね。

はい。

原文のほうの1ページ目の右下の方に、91年3月30日プロスペクということで記載がありますが、これを見て知ったということですね。

はい、そうですね。

この記事の中でオダさんという方の話として、3条件の内容が記載されてるんですけども、こういう3条件が借款契約に付けられたことの意義、これはどんな意義があったんでしょうか。

その前にちょっと言っておきたいんですが、これはプロスペクの記者がオダカツキさんにインタビューして、オダカツキさんが3条件とはこういう内容なんだということ言ってるわけですから、私は3条件

そのものだと思いますけども。ここで非常に僕が印象深かったのは、僕はこのコトパンジャン・ダムへの融資をやめろという主張をしているのに対して、外務省としてはやめるとまでは言わなかったんですけども、少なくともナルマダとかクドゥン・オンボで苦い目を味わってしますので、やっぱりODAの問題点についてちゃんと受け止めて、何とか改善したいという、非常にまじめな意向からこの3条件を入れたんであって、今議論になってるように外交機密とかそんな問題じゃない。とにかくあのときの担当者は、何とかナルマダを繰り返したくない、クドゥン・オンボを繰り返したくない。したがってODAを何とか改善したいという善意からこれを入れたと。僕はその点では非常に評価してるんですね。

この記事を見た後、この記事で報道された3条件の内容等について、外務省やOECSFと協議を持ちましたか。

ええ、協議しましたね。

OECSFはどんな対応でしたか。

OECSFは黒木課長を中心として、とぼけ通したですね。これは外務省が付けたんで、私たちは知りませんという返答の仕方を繰り返しましたね。

この借款契約でも、逆に国のほうがこの裁判でも、借款契約はJBICとインドネシア政府の間の問題だというふうに言ってるんですが、OECSFに対してこの3条件が分かったときに確認したときは、逆に外務省が付けたんだと、そういうふうに言ってたんですか。

実際は、外務省の有償資金協力課長だった林梓君が付けたわけですから、OECSFとしては外務省が勝手にやったんだからという言い分なんでしょうけども。しかし借款契約そのものの契約当事者はOECSFですから、OECSFが付けたことに対してちゃんと責任を持つべきな

んですけども。あの時点での黒木課長の対応というのは、全く我々は被害者みたいなことで、外務省が付けたんで、私たち知りませんという逃げの一手だったですね。

外務省の方とも協議をしたと思うんですが、外務省の方はどういう対応でしたか。

残念ながら、付けた本人の林梓君が有償資金協力課長から政策課長のほうに、替えられたと言っていると思いますけども、替えられてしまって、後釜の有償資金協力課長になりました石橋太郎というのは、これは外務省きっての悪で、彼はそれは3条件じゃない、日本側のリクワイヤメントだ、要するに要請に過ぎないんだということを言いましたね。

最初に申し入れた時点で、もう既に、要請に過ぎないという話がありましたか。

ちょうどこのプロスペクの記事が出た後、外務省と話を始めたんですけども、そのときはもう石橋課長に替わってまして、石橋君はそれはコンディションではなく、リクワイヤメントに過ぎないんだという逃げの一手になったですね。

このプロスペクの記事が出た91年3月当時ですけども、証人は現地がどんな状況にあるかというのは知ってましたか。

ええ、現地のNGOを通じて、この3条件が守られてないと。特に移転同意については、脅迫によって移転同意を取り付けてるとか、詐欺的行為で移転同意を集めてるといような情報を、現地のNGOから受けてました。

そういう問題があるということについて、今の協議のときに、OECDとか外務省に対しても伝えましたか。

ええ、当然伝えました。

それについて外務省やOECDはどんな返事をしましたか。

それは、我々のルートではそういう情報は入ってないということと、せいぜいのところ、確認に努力しますという答えしか返ってこなかったですね。

91年5月ですけれども、現地のNGOのヒラさんという方が日本に来て外務省と協議をしていますね。

はい。

この協議のときには、証人も立ち会われたんですね。

はい。

乙B第2号証を示す

これは政府の方から、日本国の方から出てる証拠資料なんですけど、5月9日にヒラさんと外務省が協議したときの議事録というか、そういうものがここに出てきてるんですけども。この協議の場で話し合われた内容というのは、この議事録に出てきてることで大体間違いないんでしょうか。

よく書かれてると思いますね。

この中では3条件についてのことが余り無いんですけど、実際に協議したときには3条件についても、外務省との間で協議はされたんでしょうか。

ええ、一応3条件を前提としておりますので、ヒラさんのほうから住民の移転同意について脅しがあるとか、いろんな問題があるという、これは3条件を前提にして話をしてるわけですね。

この中に英語の資料が添付されてますが、これはヒラさんがインドネシアから持ってこられて外務省に渡した資料というか、ペーパーなんんでしょうか。

そうですね。

ここを見ますと、今同意書に署名しなければ、後で補償を受けられないとか、脅迫されてることとか、補償額について話合いが無いまま同意書が取られてることとか、補償費用が少な過ぎることなんか指摘されてるんですけど

も、こういうことは協議の場に参加していた外務省の担当者には伝わって
たんでしょうか。

そうですね。その点を巡って会議を持ったわけですから、当然3条件
がちゃんと守られてないということは、この時点で外務省もOECF
もちゃんと認識していたはずですね。

そういう問題点については、外務省の担当者、この協議のときには石橋課長
のようですけども、どんなような応答があったんでしょうか。

とにかく彼の特徴として、外交は外務官僚がやるんだと。NGOが何
をガチャガチャ言っとるんだという、まあ非常に強権的な対応の仕方
をしたですね。

そうすると、そのコトパンジャン・ダム・プロジェクトに関する問題点につ
いて話し合うという、そういう姿勢ではなかったんでしょうか。

そうですね。住民移転問題、環境問題は優れてインドネシアの国内問
題であると。したがって、内政不干渉の原則から、インドネシアの内
部の問題にとにかく言えないという形で対応しましたから。私がそこ
で反論したことは、もし我々の税金の使い方、公金の使い方が、環境
破壊、人権侵害になるんならば、これは我々の問題じゃないかという
ことで、かなり石橋課長と議論したことが、そこに出てると思います
ね。

けれども、内政問題だということの一点張りだったということですか。

はい。

この協議の中で、3条件についても、条件じゃなくて要請だと、そういうこ
とは議論になったんでしょうか。

当然、とにかく3条件を薄めることに躍起となってましたから、要請
だ要請だと、それを繰り返したですね。

3条件が要請に過ぎないというふうに石橋課長から言われたことについて、

証人のほうで本当かどうか確認しようとしたことはありますでしょうか。

僕は外務省の政策課長の林君に会いまして、林君、石橋は条件ではなくて要請だと言ってるんだけど、あなたはどういうつもりで付けたんだということを言いましたら、おれはちゃんと融資の支出の前提条件として、だから3つの条件が守られなければ支出しないんだという意味合いで、3条件を付けたんだということを、はっきり彼は言いましたね。

この協議のときとかでもいいんですけれども、借款契約、3条件、見ればどういうふうな規定になってるか分かるわけですから、そういうものを見せてほしいということを求めたことはありますか。

これは再三再四、求めました。

見せてほしいというふうに求めたことに対して、外務省のほうはどういう返事でしたか。

逃げの一手ですね。とにかく鷺見先生は最新の資料に基づいて議論しないと何かほざきますので、じゃ、最新の資料を見せろと。とにかくこの借款契約も含めて基本文書を見せろということを再三再四にわたって要求しましたが、見せません。

甲B第57号証を示す

これはコト・トゥオ村で1991年7月に出された声明ですけども、これは証人、もちろん御存じですね。

はい。

この声明が出された当時、証人はこれ実際入手しておられたんですか。

そうですね。

コト・トゥオでこういう声明が出されたのはどうしてかというのは、証人、分かりますか。

これは1991年4月13日から14日にかけて、バンキナンで県知

事のサレジャシーとか、各村から10名ずつの村の代表を集めてひそかに会合を開きまして、そこで補償基準をのませたんですね。それが住民に知れて、住民たちがこんな低い補償基準では到底納得できないという形で、村長とかニニック・ママックにその補償基準を示すように求めたんですけど、箆口令がひかれてまして、村長たちは見せなかったんですね。それで住民たちは怒って、特にコト・トゥオの人たちがそこで会合を開いてこの声明を発表して、それでジャカルタのOECF、日本大使館に伝えようということで作られた文書です。

コト・トゥオの人たちの方が問題だというふうに感じてたのは、この声明文の中に書かれてるとおりということによろしいですかね。

はい。

乙B第5号証の翻訳文の「資料Ⅲ」を示す

その翌月の91年8月にバトゥ・ブルスラット村で住民による総意声明書という声明が上げられてるようなんですが、証人は当時、こういう声明が上げられたことは御存じだったんですか。

はい。

日本文を見ますと、一番下の括弧書きで、700名以上の署名を付して提出されたというふうに書かれてるんですが、実際に700名以上の署名があったんでしょうか。

これはその後、9月にアニスさんとイエニーが日本に来たときに、この署名簿を持ってきましたからね。

証人、見られたんですね。

はい。

実際、700名ほどの署名があったんですね。

はい。

今見ていただいたように、当時、コト・トゥオ村とか、バトゥ・ブルスラッ

ト村で200名近くとか、あるいは700名以上というような人たちの署名を付けた声明が、現地に出てたわけなんですけれども、こういう現地の状況について、証人は外務省やOECEについて伝えてたんでしょうか。

当然、この声明文と署名簿は外務省にもOECEにも渡してます。そうしたら91年7月、8月という当時、OECEや外務省はこういう問題が現地で起こってるということは認識してたんですね。

そうですね。

そのことについて、当時、OECEや外務省はどんなふうな回答というか、応答でしたか。

お話のあったコト・トゥオの人たちが、特にムアスさんたちがジャカルタに来まして、OECEのその当時のジャカルタ所長だった影山俊郎氏に会って、コト・トゥオの人たちは声明文と署名簿を渡ししてますね。しかしこのとき、日本大使館は面会を拒否しました。

証人が直接、OECEとか外務省にこうした事実を伝えたとき、OECEや外務省はどんな応答でしたか。

まあ、知っていながら、無視するという姿勢だったですね。

その後、91年9月になって、現地から住民代表ということでアニスさんとイエニーさんが日本に来られましたね。

はい。

当時使ってた名前は違う名前ですけども、ここではアニスさんとイエニーさんということでお聞きしますね。

はい。

現地で先ほど見てもらったような声明を上げるだけではなくて、どうして日本まで来て訴えるということになったんでしょうか。証人は分かりますか。

先ほどの、バトゥ・ブルスラット村で声明書が採択されて、700名の署名を集めて、それを持って5名の住民がジャカルタに出たんです

ね。で、国会だとかインドネシアの政府機関を訪れてその声明文と署名簿を渡して、で、OECDにも寄りまして、その足で日本大使館に行ったんですね。日本大使館に行ったんですけど、突然の訪問だったせいもあって、入れろ入れないで門の所でもめまして、そのときにバックアップした学生さんたちが、ゴー トゥー ヘル ウィズ ユア エイドゥ、援助と共に地獄へ行けと、これはスカルノが使った言葉ですけども、それを繰り返したわけですね。で、入れろ入れないでもめて、9月3日は話合いがつかなくて、そして9月4日に一応住民代表5名と、学生支援団体代表3名、8名で会うという約束で3日は収まったんですね。4日に8名が行ったところ、大使館の中の部屋に通されたところ、2名の制服の警官と2名の私服がいたわけですね。このことは外務省も認めてると思う。この裁判にも外務省の方から出てると思いますけども。大使館は治外法権ですから、その治外法権の大使館にインドネシアの官憲が入ってるということ自体、これは日本政府が招き入れたというふうにはしか見れないわけでありまして、住民たちは、こんなに大使館がインドネシア政府と癒着してるんでは、ちょっともう訴えてもしょうがないと。そこで日本に行きたいと言ったんです。そこで、じゃ、来るなら受け入れましょうということになったわけです。

証人の方で協力して、日本への代表派遣というのを受け入れたと、そういうことでしょうか。

はい。

乙B第5号証を示す

後ろから4枚目を示します。日本政府と日本国民に対するインドネシア・コトパンジャン連帯議員行動委員会からのアピールですが、これは91年9月日本にアニスさんたちが来たときに発表したアピールでしょうか。

そうです。

ここにあるのは日本語ですけれども。アニスさんもイエニーさんも、英語やインドネシア語のほうの内容については十分理解しておられて、この内容に賛成してアピールを出されてるんですね。

はい。

その後、アニスさんたちは日本政府やOECD、JICA、東電設計との間で協議を行っていますが、証人もこれらの協議に参加してるんですかね。

はい。

乙B第3号証を示す

まず外務省との協議なんですけれども、乙B3で政府、日本国の方からそのときのやり取りが、議事録みたいなものが出てるんですけれども、内容的にはこの議事録に記載されてる内容でほぼ間違いはないでしょうか。

いいですね。

ここの中で、アニスさんがミナンカバウ語しか解さないということで、イエニーさんが通訳したということなんですが、そのイエニーさんの通訳に問題があったということが記載されてるんですけれども、このやり取りの中で、イエニーさんの通訳に基づくアニスさんの発言内容が、アニスさんの意見の趣旨と違うようなことというのはありましたか。

基本的な趣旨は違いないですけど、やっぱりアニスさんのほうはバトゥ・ブルスラット村の住民ですので、当然、帰った後に政府、軍からプレッシャーを受け、圧力を受けるということを考えていますので、発言が非常に慎重だったことは事実ですね。したがって、ダム建設反対とは直接は言わないんですけども、住民たちの同意が得られてないとか、ムシャワラが開かれてないという、そういうオブラートで包んだような表現をしてる。それをイエニーさんが英語で訳したわけですけども、その英語で訳すときに、かなり彼女の強いダム建設反対とい

う意向があったと思うんですけど、それが言葉として、必ずしもミンカバウ語の、アニスさんが慎重に言葉を選んでおられたのを、ちょっと直截的に表現するという形になって。まあ、ニュアンスの違いはあるなということは私も感じましたけどね。

ただ、大きく意見の趣旨が違うと、そういうことは無かったんですか。

無かったですね。

ただイエニーさんのほうがもう少し直截に、ストレートに、結論を明確にしてたと、そういうことですかね。

そうですね。

乙B第4号証を示す

これは平成3年9月19日に林議員と小杉議員の紹介で、4省庁それからOECFとの協議がなされたときの議事録なんですけれども。この協議の内容についても、この議事録に書かれてるので大きく間違いはないですか。

間違いはないですね。

1ページ目真ん中辺りで、コトパンジャン住民のラハマツト氏から45分間にわたって説明がなされたということで、その後、ラハマツト氏は、自分は補償額の増額を求めるために来たのではなく、現状を説明するとともに、日本政府のインドネシア政府に対する3条件をきちんとチェックしてほしいことを要請するために来た、というふうなことを説明していたということが書いてあるんですが、アニスさんが一番強調してたのはこのポイントで間違いはないですか。

間違いはないし、この9月19日の段階で、外務省はアニスさんが何のために来たのか、何が言いたかったのか、これはつかんでるわけですね。これは外務省の文書ですからね。

アニスさんが一番強調してたのも、そのポイントだと、そういうことでよろしいですね。

はい。

これに対する外務省の方の応答なんですけれども、こういうふうを求めるアニスさんに対して、外務省、石橋課長ということだと思うんですが、どんなふうに回答しましたか。

もう、とにかく移住問題、環境問題はインドネシアの国内問題で、内政不干渉の原則で介入できないとか、それ一点張りだったですね。外務省以外の政府機関ともこの間協議してますね。91年9月当時ですけれども。

その4省庁会議のときにも、ほかの省庁が来てましたけど、みんな黙ってましたね。

この国会議員の紹介で9月19日、議論する前に、外務省以外の政府機関とも協議をしますね。

はい、しました。

外務省以外の政府機関、例えば通産省とか大蔵省とかを訪問したと思うんですが、そちらのほうの対応はどうだったのでしょうか。

非常に好意的だったですね。通産省の奥田君なんかは、ミナンカバウ社会というのは母系社会だと聞いてるけど、どういう社会なんですかというようなことから、いろいろ母系社会を巡って議論が弾みましたし。大蔵省、経済企画庁、いずれも非常に理解ある態度を示したんですけども、彼らが一様に言っていたことは、すべては、やっぱり外務省が決めることですからというようなニュアンスで、私たちはどうにもできないというようなニュアンスの発言をしましたね。

OECDとの協議はどうでしたか。アニスさんとの協議のときはどんな対応でしたか。

相変わらず黒木課長は、3条件は外務省が付けたんでの逃げの一手だったですね。

このときにJICAとも協議してますね。

そうですね。JICA、古市鉦工業課長、藤田調査課長ですか、と会
いまして、あのときに議論になったことは、114メガワットの発電
量を必要とするような大口需要はあるんですかと。あるんなら具体的
な名前を示してくれということで、JICAと相当やりましたが、J
ICAは遂に出せなかったですね。

需要については、具体的な指摘がJICAはできなかつたと、そういうこと
ですか。

できなかつたですね。

東電設計ともこのとき協議してますね。

はい。

東電設計はアニスさんたちの訴えに対して、どんな返事でしたか。

新家取締役、それからもう1人、名前はちょっとあれですが、お二人
トップがお会いいただいたんですけども、あのときびっくりしたことは、
私たちがかわりには詳細設計(D/D)を作るまでで終わってお
りまして、今はこのコトパンジャン・ダムとのかかわりはありません
という回答に終始したですね。

アニスさんのほうから、今現地でいろいろな問題が起きてると、多分、そう
いう話があったと思うんですが、そのアニスさんの訴えに対して東電設計か
ら具体的な答えは無かつたわけですか。

ええ。とにかく、私たちはもうこのプロジェクトとは関係無くなつて
おりますの一点張りだったですね。

第2次円借款契約は、結果的には、アニスさんたちが日本を離れた直後の9
月23日に締結されてますね。

はい。

その後のことについてお伺いするんですが、91年10月に外務省の石橋課

長と本件プロジェクトについて協議をしたことがありますね。

はい。

その際、証人からは何を求めましたか。

とにかく3条件が守られてない以上、僕は林課長の言っていたのが正しいと思いますが、支出を延ばしてくれということはかなり言いましたけども、彼は条件ではなく要請だという形で、それは取り合おうとしなかったですね。

先ほど10月に資料の要求をしたという話が出てたんですが、このとき、そういう資料の要求とかをしたんでしょうか。

当然ですね。僕は法律家ですから、借款契約の中に、とにかく要請なんていう形のあれが盛り込まれるはずがないんで、権利義務関係として記載されてるはずだと。したがって、そんな要請なんていうとぼけたことを言わないで、全文見せろと。全文見せれば、どういう関係になってるか、権利義務がどうなってるか明らかになるんで、そんな要請だとかどうの水掛け論してもしようがないんで、全部見せなさいと。いうことを言って、見せないから公開質問状で出したんですけどね。

結果としては、もちろん公開されてないんですね。

はい。

その10月のとき、石橋課長とは91年3月か4月か、そのぐらいのころからの協議を半年ぐらい続けてるわけなんですけど、その間の石橋課長の対応を見て、どんな印象を持たれましたか。

とにかく外務省は、タックスペイヤーのことに対して説明責任も何も無いし、透明性も何も無いし、何か援助資金というのは私の金、私物化してるんじゃないかという感じが非常にしたですね。

このコトパンジャン・プロジェクトについては、9月に現地から代表が来てまで問題を訴えているんですが、そういう住民たちの訴えた問題点に対する

姿勢という点ではどうでしょうか。

信じられないことなんですけども、彼らが1991年9月7日に来て22日に帰ったんですね。その22日に帰って、23日には、翌日にはインドネシア政府が4886名の移転同意が得られたという文書を作ってるんですね。とにかく2人が来て、移転同意が得られてないという主張をして、それでインドネシア政府が翌日の23日に移転同意が得られたという文書を出して、それをそのままのみにして、25日には第2次円借款を付けてしまうと。片方で住民たちからの情報を得ながら、それを無視して、移転同意が得られたという偽装工作をして円借款を付けてしまうと。このやり方に対して、非常に汚いというのか、住民無視というのか、納税者無視という感じを非常に強く持ちましたね。

その後、2回目になりますかね、証人は92年4月にまた現地を訪れましたね。

はい。

甲B第58号証を示す

これは、そのとき現地に行かれたときに、証人や、証人の通訳をされた方が撮った写真ですね。

はい。

2回目に現地に行かれて、現地の状況についてどんなことが印象に残ったでしょうか。

まだ工事は始まってませんでしたから、基本的には90年に行ったときと同じように、のんびりした雰囲気だったんですけども。僕はアニスさんの身の安全を確認するために行きましたから、まず最初にバトゥ・ブルスラット村に行ったんですね。そのときに住民の人たちは、僕がアニスさんを日本に呼んだ張本人だと知っていましたから、みんな

な寄ってきて握手したり，写真撮ったり，いろいろやってたんですけども，そこに軍関係の人が来まして，これはバビントだと思いますけども，おまえ何しに来てるんだということを言いましたから，アニスさんを訪ねてきたとは言えませんが，ムアラ・タクス寺院を見に来ましたと言いましたら，信用は彼らもしませんでしたけど，それ以上は僕にはガタガタ言わなかったんですけども。村人たちは常時こういうふうに見張られてるんだと，これでは自由な意見は表明できないなという感じは持ちましたね。

特に工事とか住民移転に向けた準備が進んでるとか，そういう印象は当時は持たれなかったですか。

92年の段階は，そんなあれじゃなかったですね。

このとき，写真にも写ってますけど，アニスさんと会ったんですね。

会いました。

アニスさんはどんなふうに言っておられましたか。

西スマトラの奥さんの家にいまして，僕が訪ねていったら非常に喜ばれてました。村に帰ってからいろいろと政府関係者，それから軍関係者から嫌がらせを受けて，村にはなかなか居づらいから，西スマトラ州の奥さんの実家に身を寄せてるんだという説明をしておられましたけどね。

その後，2000年まで，証人は現地へ行ったりとか，この件について特に情報を得たりということは無かったんですね。

はい。

2000年に3回目に現地に行ったときのことなんですが，当時はもう既にダムも完成して，発電も始まってて，住民たちの移転も完全に終わってたわけなんですが，現地を見られてどんな印象を持たれましたか。

まずブキチンギの方から入りましたから，ブキチンギからダムサイト

へ行くに当たって、付け替え道路、新道ができてるんですけども、案内してくれたタラタッタ協会の人たちが旧道のほうに入っちゃったんですね。僕はこれダムに行くんじゃないかって言ったら、そのとおりだって言って、驚いたことに、あのダムの底の旧道を七、八キロ奥に入ったんですね。しかもその途中でコトパウの人たちがリンボ・ダタの移住地では生活できませんから、皆戻ってきてダムの底で生活してるんですね。それにまずびっくりしたんですね。

村の人たちの生活状況と、実際移転した後の村の人の生活を見たと思うんですが、以前の村の状況と比べてどうでしたでしょうか。

まあ天国と地獄という感じですね。あんなのんびり暮らしてた人たちがゴム農園にはゴムの木が植わってない。したがって収入が無い。それで採石、道の周りの石を採ったり、川から砂利を採ったり、ほかの農園に農園労働者として働きに行くと。わずかな金でそういうことをやって、人によっては生活できなくて子供を売るとか、いろんなあれを見て、本当に天国から地獄だなという感じをしたですね。

このとき現地の人たちと、このコトパンジャン・ダムについてどう思うかというような意見の交換はしましたね。

しました。

住民の人たちは、このコトパンジャン・ダムができたことによって自分たちはどうなったとか、どうしたいとか、何かその辺についてはどんなふうになっておられましたか。

集会で、男性の人たちはもう補償金も貰ったし、昔の家壊しちゃったからどうにもならないんだということを言っていましたから、僕がこんなやせこけた熱帯林を取り払って、ラテライトがむき出しの、この赤土のカチカチの所で持続的な農業ができるんですかと言うと、男の人ができないと言うので、じゃ、どうするんですかと言ったんですが、

ぐじゅぐじゅ言ってましたから、じゃ、女の人たちはどうなんですかって言ったら、女の人たちは昔の村に戻れるなら戻りたいということを書いてましてですね、それならダム撤去の運動を始めたらどうですかということで、それでダイハンを起こしちゃったことは事実ですね。現地の人たちは、コトパンジャン・ダムによって自分たちの生活が破綻してしまったと、そういうふうにおられたんですね。

そうですね。

できれば元の村に戻りたいと、皆さんそういう希望を持っておられたんですか。

はい。

それは男の人たちははっきり言わなかったということなんですけど、男の人たちも、やはり戻れるものなら戻りたいという意見だったんでしょうか。

はい。

次に、海外援助における注意義務の方に話を変えますけれども、開発途上国に対する開発援助に当たって、援助国側はその開発プロジェクトの進行について、そのプロジェクトによって影響を受ける現地住民とか自然環境に対して、何らかの注意義務を負うものでしょうか、それともそういった注意義務というのは負わないものでしょうか。

負います。

どんな義務を負うんでしょうか。まず概括的に説明してもらえますか。

とにかく援助の内容によって人権侵害を起こすようなことは避ける。

環境を破壊するようなことは避ける。これが基本的なことだと思いますけどね。

まず人権の方についてお聞きするんですけど、特にどんな点について配慮して注意する義務というものがあるんでしょうか。

人権の中でも特に社会的弱者ですね。特にダムの場合は、ちょうど山

間部から平野部に出る所で造りますので、その山間部の谷合いに住むのが少数民族とか先住民の人たちですね。したがって、ダムの場合、特にそういう先住民とか少数民族に対するインパクトが大きいですから、そういうところに配慮する必要がありますし、それから、ダムの場合は特に村ごと根こそぎ沈めるということをやりますので、住民移転の問題が非常に深刻なんですね。これはハイウエーでも港湾でも空港でも立ち退きという問題は起きるんですけども、移住地が、その前の移住地の近くに道路なんかはかなり確保できるんですけども、ダムの場合はどうしても根こそぎ村ごと沈めるということになりますから移転が大変なんですね。

特にダムの場合ということで証言いただいたんですが、山間部の谷合いに住む少数民族とか先住民に対する配慮、あるいは強制移転に対する配慮、そういうものが要ると、そういうことですか。

そうですね。

環境保全に関しては、特にどんな点に注意する義務があるんでしょうか。

ダム建設そのものが環境破壊で、要するに河川の水循環系統を断ち切ると。しかもダムの寿命が50年とするならば、50年後、土砂で埋まった後どうするんだというような問題が解決していない。したがって、ダム建設そのものが環境破壊だという世界的な認識が高まりつつあるんですけども、残念ながら日本ではそういう認識はゼロですね。

ダム自体が環境破壊だということについて、もっと配慮が要ると、そういうことでしょうか。

はい。

今証言いただいたような、そういう注意義務、こういうことに注意しなきゃいけないということが明らかになってきた経緯、それをちょっと説明いただきたいんですが、こういう注意義務というのか、そういうのが問題になって

きたのは、大体千九百何十年代ごろからでしょうか。

1970年代の後半からこういう議論は出てきましたが、特に1980年ですね。

そのころからこういう問題が出てきた原因というか、きっかけですね、それはどういうことなんでしょうか。

特に1950年代、60年代、70年代にかけて、途上国は経済開発が遅れてると。テークオフ、離陸のためには大規模な経済開発プロジェクトをやる必要があるということで、ガーナのアコソンボ・ダムだとか、パキスタンのタルベラ・ダムとか、いろいろ造ってきたわけですけど、そのときは経済と技術だけに主眼を置いて、そういった住民の立ち退きとか、環境を壊すというようなことに関しては、世界銀行は全然考慮を払ってこなかったんですね。それに対して、それでは開発に伴う環境的、社会的インパクトという、その負の側面が無視されてるといふ議論が70年代の終わりから出てきて、80年代に世銀もそれに答えるということになってくるわけですね。

世銀がそういう社会的、環境的な問題について答えるようになったということなんですが、何か具体的にその負の側面が大きく問題になったような事件というのが、70年代とか80年代とかに発生したりしてたんでしょうか。

やっぱり一番きっかけになったのは、ブラジルのポロノエステ計画ですね。ブラジルの中部の Rondônia 州に世界銀行の融資でハイウエーを造ったんですね。ハイウエーを造ってインディオの生活基盤であった森林がどんどん伐採される。そして外部からどんどんいろんな人たちが入ってくる。いろんな物が入ってくる。それによってインディオの文化的独自性というものが失われてしまう。で、生活基盤も無くなってしまう。これに対して、このような一種のジェノサイドに、要するに開発を名にしてインディオの生活基盤を壊してしまうと

いうことは、これはジェノサイドだと。ゆっくりと、スロージェノサイドという表現をあのときはなさいましたけども、そういう議論がアメリカやヨーロッパから起きまして、世界銀行の融資をやめろという運動になりまして、いったん世界銀行はやめるんです。結局は再開しますけども。それが一番の大きなきっかけだったですね。

ブラジルのハイウエー計画をきっかけに問題が明らかになってきたということなんですが、そういった問題点に対して、世銀をはじめとした援助機関はどんな対策を取ったんでしょうか。

世銀が真先に環境ガイドラインを作る。それから先住民ガイドラインを作る。それから非自発的移住ガイドラインを作るという形で、そういった問題に対する対応策を示してきたわけですね。

世銀についてお聞きするんですが、世銀のガイドラインの制定の経緯とか、その主な内容は意見書に書いていただいていますので、世銀のガイドラインの中でも特に重要な点を何点か説明いただけるでしょうか。まず人権に関してはどんな点が重要な内容になってるでしょうか。

まず世銀ガイドラインはできるだけ彼らの伝統的権利、その慣習法があるなら慣習法、本件でいうならウラヤット地ですね。そういったような慣習的権利をできるだけ尊重すると。それから文化的独自性も尊重すると。彼らの同意が無ければプロジェクトを進めないという基本的な態度を打ち出しましたし、非自発的移住ガイドラインでは、できるだけ住民移転を伴うようなプロジェクトは避けると。どうしても住民移転を伴うような場合は、そういった住民たちが生活再建できるような方策の下でプロジェクトを進める。したがってそこで打ち出されたランド・フォー・ランド、土地には土地、どういうことかという、農業基盤、土地基盤で生活してきた人たちを移転させるのには、同じ土地、それは広さの面でなくて肥沃度においても同じ価値を持つ土地

を用意すると。金銭的補償だけでは駄目だというような考え方とか、できるだけ事前に移住計画をしっかりと立てて、そして後で問題がこじれるようなことの無いような措置を講じると。そういうようないろんな基本的な方策をガイドラインとして示したわけですね。

今説明していただいた点が、世銀のガイドラインの中でも特に重要な点だということでもいいですね。

はい。

次に環境の関係なんですからけれども、環境関係ではどの辺りが世銀のガイドラインの中でも重要なポイントでしょうか。

まず基本的に事後的な措置を講じるよりも、事前的な措置を講じたほうが安上がりだということですね。だから事前準備をしっかりとやりなさいと。後から、問題起こしてからそれを手当てするというのは大変なコストがかかってしまうと。したがって環境的な側面では、事前の環境配慮をしっかりとすること。それから環境アセスメントをすること。それで世銀としてはそういった環境アセスメントがしっかりとされてない限り融資を差し控えるという点だったですね。

OECDでも世銀の動きを受けて、ガイドラインの作成がされていますね。

はい。

その経緯とか内容は、これも意見書に書いてもらってるんで、重要な点だけちょっとこの場で説明いただきたいんですけども、OECDのガイドラインの関係ではどの辺りが特に重要な点でしょうか。

特に非自発的移住ガイドラインが重要だと思うんですね。

どういう点が重要でしょうか。

そこでは基本的に住民が移住計画を受け入れない限り、プロジェクトをやってはいかんと、それは住民の同意が要りますよということが前提になってるんですね。それから重要なことですが、住民移転を

余りにも大きな割合で伴うようなプロジェクトについては、まず最初にノンアクション、そのプロジェクトをやらないということを考慮対象にしなければいけないということを打ち出してるんですね。このコトパンジャン・ダムについて言わせれば、正に私はあそこでダムなんか造ったら大変な住民移転の問題生じるから、本来ならばノンアクション、何もしないということをまず優先的な検討の課題にすべきだったんですね。もう一つ重要なことは、それが1991年に採択されたということは、アメリカ、ヨーロッパは、日本がこのコトパンジャン・ダムを融資するという動きを示してるのに対して、それは良くありませんよということで、このガイドラインを作った。だからこのガイドラインができた時点はコトパンジャン・ダムをアメリカ、ヨーロッパは頭に入れてこのガイドラインを作ってるんですね。日本政府はこれに賛成してるんですよ。

今の点がOECDのガイドラインの重要な点だということなんですが、こういう世銀とかOECDとか、国際機関の方のガイドラインの策定の動きに対応して、日本の援助機関であるOECFやJICA、これはどんなような対応をしてたんでしょうか。

1989年に、まずJICAが環境ガイドラインを作るという分野別研究会を作ったんですね。そこにはOECFの方からも参加してましたけども、一歩遅れてOECFの方でも環境ガイドラインを作るということで、これが初版というんですか、第1次の環境ガイドラインが90年にできてますね。

丁A第6号証を示す

これですね。時期としては89年10月ということでもいいですね。

はい。

詳しい経緯とか内容については意見書のほうで書いていただいているので、こ

ここではOECDやJICAが作成したガイドラインの関係で、特に重要な点について説明していただきたいんですが、OECDやJICAがこういったガイドラインを作ったということについて、どんなポイントがあるんでしょうか。

世界銀行やアジア開発銀行から一步遅れた形で、一応環境に対して配慮していく。この環境の中には、単に自然環境だけではなく社会環境も含めての意味だと思えるんですけども。住民移転に関しても1項目設けてまして、住民移転については所要の措置を講じるというような形で、非常に不十分ですけど、一応援助に当たって環境に配慮していくという姿勢を打ち出したわけですけども。現在まで世銀のように先住民ガイドラインだとか、非自発的移住ガイドラインは作ってきていないというサボタージュをやってきてるわけですね。

問題点があるにしても、一応OECDやJICAがこういうガイドラインを作ったこと自体の意義というのは、どんなものがあるでしょうか。

やっぱりこのガイドラインがありますから、このガイドラインにのっかってコトパンジャン・ダムは融資をやらなきゃいけなかったわけですね。で、融資の実行についてもこのガイドラインに沿って、事業展開についてチェック機能を果たしていくということをやらなきゃいけなかったはずですね。

この裁判の中で被告らのほうは、世銀のガイドラインは世銀職員の指針として定められたものでしかないし、またOECDとかOECD、JICAのガイドラインも、被援助国に対する、このケースで言えばインドネシアに対するガイドラインで、こうしたガイドラインに基づいて、被告らが法的な意味での注意義務を負うことにはならないという主張をしてるんですが、これについて証人はどんな御意見でしょうか。

こんな考え方、世界に通用しないんじゃないですか。後で午後から僕

は議論したいと思うんですけども。先ほど言いましたけど、1990年6月に日本がナルマダへの融資をストップした後、9月にワシントンに行きまして、世銀のコナクル総裁ですけども、総裁に対してガイドラインが守られてないことについて話合いをしたいということを行ったんですね。そしたらコナクル総裁は、いや、私は今ちょうど年次総会控えてて、分刻みで動けないんで、クレッシー副総裁がお会いすることでどうかということで、ちゃんと世銀対応しまして、クレッシー副総裁以下、ベディングトン環境局長、ベルギンインド局長、みんなぎーっと局長クラスが出まして、ちゃんと対応したんです。それはもし内部審査だけの基準だったら、私、外部の人間が会いたいというのに対して、そんな副総裁はじめ局長クラスが全部顔をそろえる必要は無いんです。それ以降、僕はワシントンへ行くたびに世銀と話合いを続けましたけども、1度も内部審査基準だからお会いする必要が無いというような態度を取らなかったですね。ちゃんと世銀のほうは対応してきた。なぜ対応してきたのか。それは世銀の環境ガイドライン、先住民ガイドライン、非自発的ガイドラインが彼らの職員を拘束するというのか、ある意味での職員の行動指針となってるだけでなく、外部の人にとってもそれがちゃんと納得できる形で説明できないと、世銀の行動が正当化できないという意味の一つの行動規範、社会規範としての意味合いを持ってるから、外部の人間が世銀のガイドラインの違反の問題について話し合いたいという申し入れに対して、世銀はちゃんと対応してきてるわけですね。これから考えて、アジア開発銀行もそういう対応をいつもしてきてますけど。どうしてその内部の指針だけに過ぎないんで、社会的効果は持たないんだという馬鹿なことを言い出すのか、不思議でしょうがないんですけども。もう一つはっきりしておきたいことは、世銀はその後、インスペクションパネルを設

けましたけども、インスペクションパネルに現地の住民なり、NGO
なりがアクセスできるのは、ガイドラインに違反してるからパネルに
申立てをするという形になるわけですよ。

今のインスペクションパネル、審査パネルと訳していいですか。

まあ、はい。

甲B第42号証の1を示す

先生の意見書を示します。87ページのちょうど真ん中よりちょっと上ぐら
いの所に、「こうしたことから、ネパールのNGOの連合体「アルン関心グ
ループ」は、1994年10月24日に、世銀の「調査パネル」に対して問
題を持ち込んだ。これは、パネルに付託された最初の事案となった。この事
案について、パネルは、世銀の業務指針が十分に遵守されていないとの判断
を下した。」こういった記載があるんですけども。今の審査パネルの関係な
んですけども、実際に世銀の方はこういう審査パネルにおいて、ガイドライ
ンに基づいて判断をしてると、そういう実例があるわけですね。

そうです。ですからネパールのNGOが世銀のパネルに問題を持ち出
せるのは、世銀のスタッフが環境ガイドラインとか、先住民ガイドラ
インとか、非自発的移住ガイドラインを守ってないと、ガイドライン
違反があるからということだから、それを根拠にパネルに持ち出せる
んですよ。

こういう形で、このケースの場合は実際にこのネパールのプロジェクトにつ
いては、ガイドラインに沿っていないということで判断がなされて、実際に
援助は、世銀の融資は中止になったんでしょうか。

世銀は、これをストップする。ガイドラインが守られてないから融資
できないということをはっきりやりましたね。

世銀のパネルについて、これ以外にもそのパネルに持ち込まれて、いろいろ
と議論されてるケースはあるんでしょうか。

沢山ありますね。

J B I Cなんですからけれども、J B I C自身も今現在は同じような審査パネルを設けてますでしょうか。

ええ、2002年に作りました環境社会配慮ガイドラインでは、パネルを設けるという方針をちゃんとはっきり出しましたね。

そうすると、それが、この世銀と同じように機能するとすれば、ガイドラインに基づいて判断されるということになっていくんでしょうか。

それ以外に無いですね。ガイドラインに違反してるから申立てができるんでしょう。

これまでに、J B I Cの審査パネルに持ち込まれた事案というのはありますか。

まだ聞いてないですね。

以上のような世銀やOECDのガイドライン等に明らかにされてた注意義務に基づけば、1990年12月の第1次円借款とか、91年9月の第2次円借款当時、日本政府あるいはJ B I Cとしては、本件プロジェクトに対する援助に当たって、どの点を特に注意する必要があったんでしょうか。

だから、パネルに外部の人が持ち出せるのは、その環境ガイドラインが一つのJ B I Cの職員の行動規範でもあり、一つのほうで、外部の人たちもそれを根拠にパネルに持ち出せるだけの社会規範としての意味合いをもってるわけですから、当然、あの当時のOECDの職員はこの環境ガイドラインがあったわけですから、その環境ガイドラインに従って行動しなければならない、一つのこういう指針から外れてはならない行動指針としての意味合いを持ってたわけですね。

世銀とかは、直接日本政府やJ B I Cと、当時はOECDですけども、かわらない国際機関のガイドラインですが、ここに書かれた内容というのは今回のプロジェクトへの融資、これに当たっての注意義務、行為規範の一部と

なり得るものでしょうか。先生の意見はどうでしょうか。

形式的に言えば、世銀のガイドラインは世銀のガイドラインですし、アジア開発銀行のガイドラインはガイドラインですけども。しかしそれは基本的に世界人権宣言をはじめ、大きな流れの中、それから先住民について言えばILO条約、今度のJBICの社会環境ガイドラインにもはっきりうたってますけども、先住民に対する国際的な宣言、条約の線に沿ってとはっきり書いてあるわけですから、そういう世界人権宣言なり、ILO条約なり、それから世銀、アジア開発銀行などのガイドラインをちゃんと認識して、それに外れない形で行なうという、一つの大きな行動規範の中に当然あるべきものというふうに考えますけどね。

次に日本の開発援助の問題点について話を移していきますけれども。具体的な構造的な問題点については、意見書に指摘していただいたとおりということでもよろしいですね。

はい。

日本の開発援助の問題点として、特に本件との関係で重要な点というのは、どんな点が簡潔に説明してもらえるでしょうか。

一番問題は、簡単に言えば援助で泣く人を出すなということですね。日本の援助でそういう泣く人を出してるということなんですが、どうしてそういうことになるのか、その関係で日本のODA、開発援助の問題点というのを指摘していただくと、どういうことになるでしょうか。

とにかく頭の質が悪過ぎますね。

そういう一般的な話ではなくて、具体的にどういう点が良くないかということとを指摘していただけますか

今言いましたように、平然と開発には犠牲が付きものだということを言うこと自身、一体誰のためにやってるのかと。受益者は誰なんだと。

この本件について言えば、スハルトとかギナンジャールとかスエリプトとかサレー・ジャシッドとか、権力者は喜びましたよ。このプロジェクトで。しかし一番底辺の社会的弱者がこんなにも泣いてるということに対して頭が回らないということが、僕は不思議でしょうがないんです。僕に言わせれば、こんなことに税金を使ってもらいたくないということです。

そうすると、そういう底辺の人たち、社会的弱者に対する配慮が無いというのが、日本の援助の中の問題点でも、この件との関係では大きな問題になっているということですね。

はい。

こういう援助に伴って発生する問題というのは、日本に限らず、先ほど世銀とかが対応してきてるように、いろんな所で起こってると思うんですが、日本の取組というのは90年当時、遅れてたんでしょうか。

90年当時は一時改善するという動きが出たんですね。ナルマダの融資をパッとやめるということで。それからコトパンジャンについては、少なくとも何とか改善しようということで3条件付けたんですよ。今のこの審理状況見ててどうなんですか。借款契約も明らかにしない、3条件もとばけきってる。借款契約を開示できなきゃ、一部開示すればいいじゃないですか。

それはこの裁判の手續の問題なんです。日本としては遅れてたけれども、90年当時、ナルマダとか、この件の3条件とか、少し進む動きを見せたということですね。

はい。

結果的には、その動きというのは、その後、継続しなかったんですね。

この現状のとおりですね。

本件のコトパンジャン・プロジェクトの問題状況なんです。被害状況なん

ですけれども、まず住民についてですけれども、これはJ B I C自身がS A P S 報告書という詳細な報告書を作ってるんですが、基本的にはここに書かれてるとおりということによろしいでしょうか。

そうですね。

証人自身も被害調査をしていますが、そういうことも踏まえて、住民被害の中で特に重要な点だけかいつまんで伺いたいんですが、まず移転同意に関してはどんな問題があるんでしょうか。

移転同意については、私が調査した限り、ほとんどの人が移転同意書に署名してないですね。スエリプト州知事が用意した移転同意書、これの写真も私の調査報告書の一番後ろのほうに付けておきましたけど、原文を示して、この書類に署名をされましたかということを聞いて、ほとんどの人が署名してないですね。

証人が調査した限りでは、移転同意がちゃんと取られてるとは思えないと、そういうことによろしいですか。

はい。

次に補償基準なんですけどね、これはどんな問題がありますか。

補償基準については、先ほど言いましたように、1991年4月13日から14日に、リアウ州についてはバンキナンに密かに各村から10名ずつ集めて、住民代表と称される人たちの同意を取り付けたけども、一般の住民たちの同意は取り付けてない。しかもその後、財産目録調査というのをやってますけども、そのときに住民たちにその原文を見せて、これに署名しましたかと、自分で署名してないんですね。その後、どういうふうな対応しましたかっていったら、大体、3か月とか半年か1年後に、村役場に呼ばれて、そしてペルスルっていう、要するに土地区画書のあれを示されたんですね。それに対してサインはしてるんです。しかしそこには補償単価も示されてませんし、補償

額も示されてません。住民たちは単なる土地の面積の確認と思って署名してるんですね。だからそれは補償同意じゃありません。そうすると、補償基準についても住民たちの合意がちゃんと取られてないという問題があるということですね。

はい。

補償基準の水準自体としては、どうでしょうか。

いや、だからそれが公表されてないんですね。だから1991年4月13日か、13日バンキナンで、リアウ州については、補償基準が決められたということになってるんですけども、補償基準がオープンになってないんです。住民たち知らないんです。知らないまま、結局、補償の支払の段階になって、こんな低い補償金額なのということを初めて知って、住民は抗議するという形になったんですね。

水準自体としては低いというか、低過ぎるということですか。

低いということ自身、公表されてないんですから。

しかし今は分かってるんですけども、その水準自身も低いということですね。

そうです。

三つ目に、一連の過程、プロセスなんですけれども、これについてはどんな問題があったでしょうか。

一番初めのプロウガダンには軍隊が100名ぐらい出動したというのは、SAPS報告書に書いてるそのとおりですね。住民たちもみんなそれを証言してますね。

そうすると、SAPSにもあるように、軍による強制が行われたと、そういうことですか。

はい。

四つ目に移転先での生活体験なんですけれども、これは実際、現地はどんな

状況でしょうか。

いや、僕が言うよりも、後から裁判所に出ていく第三者評価報告書をお出しになればいいと思う。そこには・・・。

裁判長

いやいや、証人の認識を聞いてるんですから、それを答えてください。

私は第三者評価報告書で言ってる、95パーセント以上の人たちが移転先に満足してない、生活は悪くなったという認識だというように書かれているとおりにだと思いますね。若干の人たちは確かにいい家を建てた人たちもいますけども。

原告ら代理人奥村

そうすると、大多数の住民はとても生活が再建できてる状況にないと、そういうことでよろしいですか。

そうですね。

その関係で、今、SAPSに基づいてアクションプランが行われてるんですが、これによって現地の人たちの生活が再建できる見通しというのはあるんでしょうか。

無いですね。要するに基本的に熱帯林を取り払って、あの赤土のラテライトのガチガチの所がむき出しの所では、パラウィジャシという作物用として用意してた0.400ヘクタール、ほとんどの人たちが手をつけてませんで、要するに作物が育ってないです。キャサバも今でもちょっと無理な状況で、作物、果樹を若干植えてる所ありますけど。要するにあそこでは持続的な農業はできないんですよ。

そうすると、SAPSのアクションプランでも、なかなか再建の見通しが立たない状況だと、そういうことでよろしいですかね。

そうですね。

原告ら代理人浅野

私のほうからはコンサルタントについて主に聞いていきます。今回、コンサルタントの東電設計は本件のプロジェクト、コトパンジャン・ダム建設プロジェクトでF/S、D/D、そしてプロジェクト監理を行ってますね。

ええ。

順を追ってお聞きしますが、まず東電設計のようなコンサルタント会社がダム建設のためにF/S報告書を作るというふうな際に、こういった点に注意しなければならないのでしょうか。

注意するというよりも、東電設計は商売として、売り込みとしてこれを企画立案してるわけですから、出発点が違ってる。住民たちは電気が欲しいから、何かそういうたぐいのものを考えてくれという。住民の中から上がってきてる、これから始めるなら、これ、僕はいろいろ考える余地あると思うんですが、東電設計はもうけるための売り込み案件から始まっているというのは、これもう邪道だと思いますね。

しかしながら、F/Sを作成する上で、住民だとか周辺の自然環境に対する悪影響を最小限に食い止めるというふうな観点は必要なんじゃないでしょうか。

だからそれ以前にOECDガイドラインでは、住民移転を大幅に伴うようなプロジェクトについては、ノンアクションだということで、これは東電設計はもうけのためのあれを持ち込むんだったら、JICAのほうでそんなプロジェクトはストップということをやすべきですよ。

裁判長

今、コンサルタントとしての注意義務を聞かれてるんで、そちらを教えてください。

コンサルタントとしても一応、OECDのメンバー国である日本国民としては、できるだけ住民への大きな移転問題を伴うような所につい

ては、プロジェクトを企画しないというぐらいの良識はあってもいい
と思いますけどね。

原告ら代理人浅野

要するに、悪影響を最小限に食い止めるというふうな観点での注意義務は負
ってるってよろしいでしょうか。

まあ、OECDのガイドラインの枠内で我々は生きていくべきだし、
その行動規範の中でちゃんと行為をすべきだと思いますけど。

そもそもF/Sというのは、プロジェクトの出発点という認識でよろしいで
すかね。

プロファイがその前にありますけど。

そのF/Sによって、問題のあるF/Sが作成されるということになってし
まったら、その後のプロジェクトの成否の帰趨というのは、どういうふうな
ものになると予想されるのでしょうか。

だから、このコトパンジャンのF/Sに象徴的に現れてると思います
けども、極めて技術的、経済的な側面に偏ってて、環境的、社会的な
配慮が非常に弱いというF/Sがでっち上げられてしまったわけでは
ね。

だから、そういったF/Sが作られてしまうと、そのプロジェクトの結果と
いうのは、どういう結果になるのが予想されるんですか。

本来は委託者であるJICAが、そんなのは受け入れられないとやれ
ばいいんですが、丸投げしちゃってるんだから、そういうチェック機
能が全然JICAは働いてないんですね。

プロジェクト自体が失敗するというふうな結果になってしまうというふうな
ことになるんじゃないでしょうか。

そうですね。

戊A6号証で出てるんですけども、このF/Sに関する問題点というのは、

先生の意見書で幾つか挙げられてるんですけども、まず1段階方式、2段階方式の問題については、かいつまんで御説明できないでしょうか。

だから少なくとも、本来ならノンアクションで行くべきですけども、ノンアクションが取れなければ、どうしてもやるというんだったら、できるだけ住民移転の少ない2段階方式を考えるべきなのに、住民移転の度合いが大きい1段階方式のほうを取ってると。正に人権無視、住民無視のやり方だと思いますけどね。

次に、立ち退き住民を過小評価したという点はどうですか。

全く住民たちの独自文化であるタナグライは全然尊重しない。ただインドネシア政府のジャワ島から移ってくる、あの集団移住計画の人たちと同じように住民を扱うという。結局、だから移住計画のところでは集団移住計画に乗っければいいという、非常に安易な発想ですね。

立ち退きの対象となる世帯数、住民の数も大幅に実際とは異なってますね。

そうですね。あれは非常に少ない、1万2900人か、だから実際には2万人ぐらい立ち退かされてると思いますけども。

F/Sだと1万3907人というふうにされてるんですけど、実際はやっぱり2万3200人ぐらいなんでしょうか。

はい。

次、タンジュン村、あるいはバルン村の問題についてはどうですか。

タンジュン村に行ってみてびっくりしたのは、1982年に東電設計が来てるということですね。82年というのは、F/S調査のために、JICAのF/S調査を実施していたんですが。だからJICAは1982年の段階で既にタンジュン村が冠水するということを知ってたんですね。

東電設計が既に1982年の段階で、タンジュン村に行ってるはずなんですね。

ええ。そのことはF/Sには書いてありません。

次にバルン村はどうでしょうか。

バルン村のことは全然、東電設計は頭にも入れてなかったんじゃないですか。あそこが陸の孤島になるということは、影響がバルン村に及ぶということは、東電設計の頭の中には全然無かったんです。

今回の現地の住民の方、ミナンカバウ文化に所属されている方なんですけども、そのミナンカバウ文化に対する配慮という点はどうでしょうか。

ゼロですね。要するに集団土地所有の考え方を持ってたわけですけども、そんなの無視して、移住地に2ヘクタールのゴム園とかアブラヤシ農園を与えればいいという、まさにジャワ島から行った集団移住計画の対象者と同じ扱いをすればいいという、まさに文化破壊、人権侵害そのものの発想でF/Sを作ったわけですね。

プロジェクトの対象となる地域は、生物学的に非常に多様な地域とされてるわけですね。

はい。

生物学的多様性については、F/Sでは何か配慮はされてるわけですか。

いや、SAPS報告書の中に、あのリアウの熱帯林はこの地球上でも最も豊かな生物学的多様性のある所であると書いてありますね。したがって単に象がどうだの、虎がどうだのじゃなくて、もっと大きな貴重な生物学的な源であったわけで、まともに考えれば、こんな所にはダムを造らなかつたらろうということを、そこで暗示してますね。

丁B第13号証を示す

146ページを示します。先ほど先生がSAPSの記載を証言されたんですけども、それは146ページの、最近の調査によると、リアウ州の低地森林には地球上の森林の中で最も高い生物学的多様性があり、フィージビリティ調査期間中に生物多様性に関する適切な調査がもしも行われていれば、象や

虎以外の多数の保護対象種が発見されていただろうことはほとんど間違いのないというふうに記載がある。この記載のことですか。

はい。

また自然環境だけではなく、考古学的にも貴重な遺跡類がコトパンジャン地域にあると聞いてるんですけども、その点についてはF/Sというのは配慮されてるわけですか。

一応F/Sには、あそこは11世紀か12世紀に栄えたスリジャヤ王国の、ちょうどムアラ・タクス寺院がその菩提寺ではなかったかという指摘されてますので、それは僕はそのとおりだと思います。ならばあの寺院の周りに堤防を造るというだけの問題じゃなくて、あの周辺には大変な歴史的、考古学的、重要な遺跡があったんですから、その発掘調査をまず最初にやるべきなんですね。これも再三再四、私、日本政府に申入れしましたけども、それやらなかったんですね。だからJICAで一応F/Sの中ではそのことは指摘されてあります。指摘されているならば、むしろ世界遺産に匹敵する場所ですから、あそこはノンアクションという提案が出てこなきゃいけないです。

いろいろF/Sの問題点を先生に御指摘していただいたんですけども、本件で作成されたF/S、これは失敗だと言ってよろしいでしょうか。

失敗というのか、全然なっちゃいないものですね。

次、D/Dについてお聞きいたします。D/Dの一環として環境モニタリング計画や、環境管理計画、移住地調査が行われてますね。

はい。

こういった調査等を行うに当たって、注意すべき事項というのは何でしょうか。

注意すべきというか、これまで環境アセスメントというのは、開発のための免罪符として使われてきたという批判があったわけですから、

ちゃんとそれを考慮に入れて、環境配慮をまじめにやるというならばともかく、結局はこの詳細設計と併せて作った環境管理計画と、環境モニタリング計画というのは、飾り物に過ぎなかったということですね。

このD/Dの段階でも、いろいろ作業をやる上で、地域住民やあるいは自然環境に対する影響を最小限に食い止めようというふうな義務は、やっぱり負うんじゃないでしょうか。

結局、F/Sが終わって、それがOECFの段階に以降した段階で、OECFとして、これはF/Sはこんなの駄目だと。こんなの融資できないと、ノンアクションを本来やらなきゃいけなかったんです。

それはJICAの側面から。

いやいや、JICAから手が離れてOECFの段階に行った段階で、OECFがD/Dを付けるか付けないかと。要するにサービス借款を付けるか付けないかの段階で、これは駄目だと。これはもうこんなのサービス円借款付けないという判断をしなければいけなかったのに、それをやらなかった。したがって付けちゃった。それでD/Dという問題が出てきたわけですね。

ちょっと視点を変えて、D/Dを実施するほうですね。今回で言えば東電設計なんですけども、東電設計がD/Dを行う上ではどういった注意義務を負うんでしょうか。

本来だから、先ほど言ったF/Sのときにやらなきゃいけない、またD/Dのときも払わなきゃいけない。同じ企業がF/SやD/Dをやってますから、もうとにかくそれを正当化するだけのものになっちゃってるわけですね。

やっぱり注意義務としては、ダム建設によって周辺の住民だとか、自然環境に対する影響を、最小限に食い止めるというふうな義務は負ってるんじゃない

いでしょうか。

負ってるんだけど、とにかく初めから住民くそ食らえの、むしろ住民立ち退きの、その1段階方式で来ちゃってますから、その発想でいきますから、住民のことは全然考えてない。ミナンカバウ社会のことも考えてない。環境のことも考えてないというままでD/Dをやっちゃったわけですね。

環境管理計画などについての問題点は、先生の意見書でいろいろ指摘されているんです。かいつまんで御説明していただけないでしょうか。

やっぱり環境管理計画の中では、はっきりと植生伐採計画を立てて、ちゃんと水を張る前に樹木を取り除くということを、環境管理計画で言ってるんですから。だからちゃんとそのとおりにやるべきだし、やってないことが問題だし。それからムアラ・タクス寺院の周りには保護堤防を造るということになってる。今行かれば分かりますけど、保護堤防どこにも無いですよ。だから環境モニタリング計画でうたったことが、全然その後、実行されてないんですね。

移住地調査についてはどう思われますか。

移住地については、これはプロジェクト監理にかかわってくると思いますけども、日本で今問題になってるアスベストですね、これをタンジュン・アライ村とか、ポンカイ・バル村とか、ラナ・スンカイ村、それからルブック・アグン村で、屋根をアスベストで作るということは、もう日本の企業ならば、アスベストは日本で建材としては使用禁止になってるということは分かってたわけですよ。分かってるなら、なぜプロジェクト監理をやってる東電設計が、これはまずいですよということを、なぜ言わなかったのか。

裁判長

今は移住地のことを聞かれてるんですよ。だから移住地の点について答えて

いただけますか。アスベストの点は住居の問題でしょう。

はい。基本的にF/Sを作る段階で、集団移住計画に乗っているという点でいきまして、インドネシア政府としては、現在のマヤンポンカイ、アブラヤシ園ですけど、それからムアラ・マハット・バルのアブラヤシ農園のやり方で、ダムサイトから遠くへ来たんですね。しかし住民たちは先祖伝来の土地から余り離れた所に行きたくないということを行いましたので、あのダム貯水池の周辺に移住地を作ったんですね。これがまた最悪の事態で、本来なら、ダム貯水池の周辺というのは土砂流入を防ぐために開発禁止の区域にすべきなんです。その開発禁止にすべき所に移住地を作って、しかもゴム農園でどんどんどんどん道をつけて伐採しますから、土砂流入が非常にすごいんですね。だから御質問の移住地については、これは住民たちの要望があったから妥協せざるを得なかったんだと思いますけども、最悪の場所に移住地を作ってますね。

原告ら代理人浅野

本来であれば移住地とすべきでない所を移住地として選定して、その上で調査を行っている、それが問題であるというふうなことなんですか。

移住地を、集団移住計画に乗ってればいいというF/Sのやり方に対して、住民は反発したわけですね。

プロジェクト監理段階についてお聞きします。東電設計はその後、プロジェクト監理を受注したわけなんですけれども、そのプロジェクト監理を行う上で、まずもって注意しなければいけない点というのは何でしょうか。

やっぱり、日本のコンサルタント会社はプロジェクト監理をやる資格が無いんじゃないかなと。

裁判長

具体的にどこが問題かを聞かれていますから、端的に教えてください。

やっぱり依頼者がおかしなことをやってるときは、それはおかしいですよと言わない限り、プロジェクト監理としての役割を果たしてないと思いますね。

原告ら代理人浅野

具体的に言うと、本件では3条件というのが付されてますよね。

ええ。

3条件が履行されているかどうか、これをチェックすべきなんではないでしょうか。

これ自体はインドネシア政府があれですけど、一応進捗報告書をJBIICに出さなきゃいけませんから。だからプロジェクト監理をやってる東電設計としては、片方でダム建設工事が進んでるわけですね。片方で移住地の造成計画が進んでるわけで、両方を見ながら、いつの段階で湛水したらいいのか、水を張ったらいいのか、その判断を当然すべきですから、本件の水について言えば、移住地にゴム農園のゴムの木も植わってない、給水施設も整ってない、そういう段階においては水を張るのをやめるべきだという、やっぱりちゃんとプロジェクト監理者としての役割を果たすべきだと思いますけど。

本件では東電設計は湛水開始を指示してるんですけども、この指示については妥当なものであったでしょうか。

裁判長

今のは前提事実の所は争いないわけじゃないですよ。

原告ら代理人浅野

確か東電設計の準備書面でPLNに指示して湛水をさせたと。

裁判長

じゃ、どうぞ続けてください。

原告ら代理人浅野

東電設計が指示して湛水を行ってるわけなんです。この東電設計の指示というのは果して妥当なものなんでしょうか。

その前に1996年の段階でOECFが委託して、アンダラス大学のカリミ教授に、その住民移転の直前の状況についての調査報告を求めています。その報告書の中では住民は湛水が始まって移転させられた段階で、移転地にはゴム農園が植わってないから生活に困ってしまう状況になるということが書いてあるわけです。だから東電設計もそれ知ってたわけです。だから東電設計としてはダム建設の状況と、住民移転の状況、両方を見て、どの段階で湛水を始めるかということについての合理的な判断をすべきなんですけど、その判断を誤ってるわけですね。

本件での東電設計による湛水開始の指示というのは間違っていたということですね。

そうです。だから住民は移転したとたん生活に困りますよということは、ちゃんとカリミ報告の中に書いてありますから。

先生の以上述べられた問題意識に踏まえると、本件で東電設計はプロジェクト監理をきちんと行ったというふうに言えるんでしょうか。

言えないです。さっきも言いましたように、80年代にブラジルのバルピナ・ダムとか、ツクルイ・ダムで樹木を伐採しないで水張ったことがあって大変な国際問題になったんですが。90年代の半ばにですよ、とにかく樹木も取らないで水を張ることにゴーサイン出したというのは、もう、この企業はプロジェクト監理をやる資格は無いですよ。

原告ら代理人奥村

今まで東電設計のプロジェクト監理とか、F/Sとか、D/Dに関する責任について証言があったんですけども、ここからは日本政府やJBICの円借款契約締結及びその施行段階の問題点についてお聞きします。結果として

本件プロジェクトについては、社会的な影響、自然的な影響も含めて考慮すると、とても成功したと言える状況じゃないと、そういうことでよろしいですね。

そのとおりです。

その関係で、日本政府とかJBICとかがどういう責任を負うのかとの関係で、それぞれの問題点をお聞きしたいんですが、まず90年12月に第1次円借款契約を締結してますね。

はい。

このときに、先ほど証言していただいたような注意義務を踏まえて、この円借款契約の締結に当たっては、どんな評価できる点と問題点というのがあったんでしょうか。

できればノンアクションの態度を取っていただきたかったわけですが、外務省の中でも林有償資金協力課長としては、そこまではやり切れなかったと思うんで、そこで彼は3条件を付けることを条件に融資をやるという妥協的な方法を取ったんだと思いますけども、僕は官僚の立場からしたら、それも仕方なかったことかなと思いますけど、3条件を付けたことは、正に外務省の中に何とかODAを改善したいという意欲を持った人たちがいたことの表れだと見ていますけどね。

この第1次円借款に付けられた3条件ですが、これは先ほど証言していただいた世界銀行のガイドラインとか、OECDのガイドライン、あるいはJICA、JBIC自身が作成しているガイドライン、こういうものに照らした場合、その精神を体現したものというふうに評価できるでしょうか。

だから、あの当時のOECDの環境ガイドラインよりも一歩進んでますね。移転同意を取ること、補償同意を取ることという内容になりますから。だから、むしろ世界銀行なりOECDの、あの当時は起草段階にありましたから、そういう議論を先取りしたのが3条件だと思

いますけど。

そうすると、ノンアクションという選択肢を取らなかった点については問題があるにしても、その3条件を付したという点においては評価できると、そういうことですね。

評価してますね。

次に91年9月に第2次円借款契約が締結されてるんですが、この円借款契約締結に当たってはどんな問題があったのでしょうか。

これは全く異常だということをさっき言いましたね。1991年9月22日にアニスさんとイエニーが帰った翌日に、4886世帯の移転同意が得られたという。で、その3日後の9月25日には第2次円借款を付けてるわけですね。

この91年9月の第2次円借款契約なんですが、先ほど証言いただいたような行為規範ですかね、日本政府あるいはJBICが負担してた行為規範というものに照らすと、どういうことを本来はすべきだったのでしょうか。特に9月にはアニスさんたちが来日してるわけなんですけれども、そういう状況を踏まえて、どういうことを本来すべきだったということになるのでしょうか。

アニスさんとイエニーさんの口から住民移転の同意が得られていないということを外務省もOECDも聞いてたんですね。だから知ってたわけです。知っていながら、インドネシア政府が彼らが帰った翌日に4886世帯の移転同意が得られたという通知をしてきたならば、やっぱりそこでちゃんと自分たちでまともな判断すべきだと思います。

そのまともな判断ということなんですけど、具体的にお聞きしたいのは、どういうことを本来すべきだったのか。アニスさんたちが来て、現地の問題状況がある中で、円借款契約締結するに当たって、日本政府とか、当時OECDですかね、どういうことを判断すべきだったのに、それをしてないという

ことになるんでしょうか。

だから少なくともこれは問題があると。したがって円借款の締結を延ばすのが当たり前じゃないですかね。

アニスさんたちが提起した内容について、もっと具体的な調査をする必要性というのはどういうことでしょうか。

世銀の場合だったら、そういう両者から問題があるという、両者の見解の隔たりがある場合には第三者の独立調査団を派遣するということをなぜおやりにならないのかということですね。

特に第2次円借款のときには既に、これは第1次円借款の方ですけども、3条件も付されて、先ほど世界銀行のガイドラインの内容を取り込んだものだという証言あったんですが、そういう条件もある中で、本来どういうことをもっとすべきだったということになるんでしょうか。

だから3条件が守られてないということを、二人のインドネシアの人が日本で言ったわけですから、ちゃんと確認する。しかし内部ではこのプロジェクトをいいプロジェクトとして推進しようとする人たちがいるならば、じゃ、それは第三者の意見を聞いて、一遍ワンクッションおいて、第三者機関としての調査委員会作って、現地に派遣して、果して住民移転同意が得られてるのか得られてないのか、それを確認する作業をおやりになるべきだと思いますけどね。

甲B第18号証の016から024を示す

これは外務省の石橋課長が平成3年10月6日にインドネシアを訪問して、インドネシアの政府高官と話し合ってきた内容が公電という形で記録が出てるんですけども、これは当然御覧になってますね。

はい。

石橋課長が第2次円借款契約を締結した直後の10月にインドネシア政府のほうと話し合ってきた内容、これを見てどんな問題点を指摘できるでしょう

か。

僕はこれ見たときに、飛び上がってびっくりしたですね。何、こんな発想で彼ら動いてたのと。要するに第2のナルマダを避けるためには絶対このプロジェクトは譲ってはならんとか、とにかくNGOをつけ上がらせるようなこんな発想で、ここで譲ったら、今後、ODAプロジェクトがやりにくくなる。だからここのコトパンジャンでは絶対譲ることできないと。こういう発想で政策を進め、政策を決定していくと。これは余りにも異常過ぎるんじゃないかということをつくづく思ったですね。

ちょうどこれはアニスさんたちが日本に来た直後なんですけれども、その住民たちの訴えを聞くという点でいうと、この石橋課長がインドネシア政府に行って話し合ってきた内容というものはどうでしょうか。

片方で我々には住民移転問題は、国内問題で内政干渉であるから、とやかく言えないと言いながら、現地へ出掛けてモデル農場を作れ、ああしろ、こうしろ、あげくの果てには金の用意もすると。セクター・プログラム・ローンを流用したらどうかと。何やってるの、これ。内政干渉もいいところじゃないですか。ああしろ、こうしろと。これは言ってることとやってることが全く矛盾してるのに、ちょっとあきれたですね。

もうちょっと冷静に話していただけますか。

はい。

丁B第5号証を示す

これは91年、平成3年10月23日付けで、JBICが作成した本件プロジェクトに関する報告なんですけれども、これの2ページ目、ここで移転に関する合意ということで、ちょうど真ん中の所、黒い墨塗りのある所の行ですけれども、移転同意の取付けはセンサスの際に行われた。リアウ州につい

ては91年1月22日に終了、西スマトラ州については91年12月13日に、これはちょっと日付が違ってますかね、ちょっとそのまま読みますね、91年12月13日に終了というふうに書いてあるんですけども。この記載を見られてどんな問題を指摘できるでしょうか。

これは日本側の3条件のプロспекの記事にあるように、第1条件として、住民の移転同意を取り付けることというのがあったわけですから。インドネシア側で、これ裁判所にも出てると思いますが、スエリプト州知事がちゃんと移転同意証明書という書類を作って、写真張る所まで作って、署名の欄もちゃんとある書類を作ったんですね。で、その書類が正式なあれで、私、住民とのヒアリングでその書式を示して、これにサインされましたかどうかという確認をしたんですけども、ほとんどの人が署名してないんですけども、そういう書面と別に、何かセンサスの際に移転同意を取ったというのは、ちょっと住民たちにいろいろ聞いても、家族調査書に記入して署名したという人はおりますけども、センサスの際に移転同意書に署名というのは、僕が住民ヒアリングをやった限り、いないですね。これはどういう意味なのかよく分かりません。

証人が調べてる範囲では、こういう移転同意にセンサスの際に住民の方皆さんが同意したということは、事実としては無いはずだと、そういうことですね。

そうです。僕がヒアリング、各村10名以上やりましたが、そういう人たちはいないですね。

3ページ目ですが、補償基準について、ここでも手続として補償する項目、何に対して補償するかということについて、91年1月にそれぞれリアウ州側、西スマトラ州側で合意ができて、更に具体的な補償基準について91年4月に、それぞれリアウ州側と西スマトラ州側で合意ができた、そういう

記載があるんですけれども。これ91年10月の報告なんですけどね。この段階でこういう報告が上がってることについてはどんな問題が指摘できるでしょうか。

ここでPAFS、プロジェクト アフェクテッド ファミリーズというあれが出ていますけども、これは全くうそです。先ほど言いましたように、このカンパル県についてはバンキナンで4月14日に一部住民、各8か村からの10名ずつの代表で、13日の夜8時から始まって14日の朝4時までかかって、なだめすかせていろいろやって、遂にその10名の代表の合意を取り付けたということで、この4月14日はPAFSというのはこれ住民ではありません。これはプロジェクト アフェクテッド ファミリーズ、プロジェクトによって影響を受けたファミリーの同意ではありません。各村10名からの同意です。同じことは西スマトラ州についても言えることで、これは4月19日ですけども、この際も村の代表に過ぎないんであって、プロジェクト アフェクテッド ファミリーズではありません。この記載は間違いです。

その同意取得過程についてもかなり問題があったということが、アニスさんたちの指摘の中にもあったんですけれども、その点についてこの報告書の中で考慮されてないことについては、証人はどんな意見でしょうか。

ここの段階で、せいぜいのところ住民代表と称される一部の人たちの署名は取ってるわけですね。この後どうしたのかなというんで、財産目録作成書に署名してるというのを僕は確認しましたが、ほとんど署名してない。先ほど言いましたように、財産目録書は政府の役人が一方的に意向調査に記入して、その後、3か月とか6か月とか1年後に村人を呼び出して、これがお宅の土地面積ですよという書類示して、これにサイン取ってるんですね。しかしそこには補償単価も示してあ

りませんし、補償価格も示してありませんから、これは補償同意ではありません。

そうすると、この報告書にある補償基準について住民の合意が取れてるという点については問題があるということですね。

はい。

甲B第18号証の025以下を示す

これは平成4年9月21日付けの報告書なんですが、これは10月に本体契約工事について同意するに当たって、その事前調査ということで外務省の佐藤課長らが調査に行ったときの報告書なんですけども、これは内容を御覧になってますね。

はい。

このミッションの調査の現地の調査をしていますね。

ええ。

現地を実際見聞したりとか調査してますけれども、その内容に関する問題について御指摘いただけるでしょうか。

いや、これ見たとき、僕は飛び上がって驚いたですね。要するに我々民間人ならインドネシアならインドネシアの・・・。

質問、順番に聞きますのでね。おっしゃりたいことはみんな聞きますので。まず今聞きたいのは、現地、ゴム園とかそういうのを見たりしてると思うんですけども、現地を見たことに関する報告内容について、どんな問題点があるか。

これは全く偽造文書です。これ、でっち上げの文書です。

具体的にどういう所が、例えばおかしいならおかしいという形で言っていただけですかね。

じゃ、核心だけ言います。要するにインドネシアの政府の役人を介さないで、自分たちでアニスさんのうちに行ったと言いますけども、一

緒にアニスさんと同席した村人が二人いるわけです。部屋の中に入ったんですけど、その人たちの・・・。

ちょっと待ってください。そしたらアニスさんのことについて先に聞きますね。この報告の中でアニスさんと会ったという記載がありますね。

うん。

やり取りの内容も記載があるんですけども、それについての問題点について簡単に説明してもらえますか。ポイントを絞ってお願いできますか。

一番重要なことを言わなきゃいけないんですけども、インドネシア政府を介しないで勝手にアニスさんの所に行ったというんですけど、公務ビザで行ってる人がそんなことやったら主権侵害ですから、少なくとも外務省で国際法を受験して入ってる人たちが、そんなことできるわけないんで。事実も、アニスさんと同席した二人の村人たちの証言、一人はお亡くなりになってますが、その人の証言によりますと、まずカンパル県政府の連中が車を連ねて12台、ムアラ・タクス寺院を訪れた後、アニスさんのうちの周りに12台車が寄って、そしてアニスさんとの面会には佐藤課長だけではなくて、PLNの現地責任者のシャリル・アミルさんが一緒に同席したということで、正にインドネシア政府と一緒にあってアニスさんに会ってるということです。

この報告書の中で、アジムさんと会ったという記載もあるんですけども、これについてはどんな問題を指摘できるでしょうか。

アジムさんにこの点、佐藤課長に会ったのかと言いましたら、佐藤には会ったことがないと彼は言ってます。

ここに書いてあることはちょっと事実と違っていると、そういうことが言えるということですね。

はい、これはでっち上げです。

ここで、最初に水没するプロウ・ガダン村の状況を見たということが書いて

あるんですけども、この当時の客観的状況として、プロウ・ガダン村の移転先の村を住民たちの生活再建ができるような客観的状況になってたでしょうか。

片方で移住地の造成が進んでいる段階だと思うんですけども。見たとかどうかというよりも、とにかくカンパル県の役人たちやPLNのスタッフなんかと一緒に行けば、住民は貝のように口つぐんじゃってますから、住民からのヒアリングは無理だったと思いますけどね。

お聞きしたいのは、当時、佐藤調査団が訪れたプロウ・ガダン村ですけども、客観的には住民たちの生活再建ができるような状況になってましたか。

それは、あの移住地そのものが既に集団移住計画の移住者と同じ、6メートル6メートルの、まあやぎ小屋みたいなものですから、住民たちがそこで生活再建できる、うちは小さくても土地が肥えてればあれですけど、さっき言ったように作物とかできないような土地に行かせる。これに対して普通感覚ならば、生活再建ができっこないっていう判断すべきだと思うんですけどね。

第2次円借款契約が締結された後、石橋課長のインドネシア訪問、それから10月のOECFの報告書、それから91年9月の佐藤調査団の報告、これらの報告内容というのは、現地の具体的な状況というものを正確に把握しているものと言えるでしょうか。

全然反映してないですね。

そういう状況の中で、91年12月、92年10月に、それぞれコンサルタント契約や本体工事契約の合意がなされてるんですけども、この契約同意に当たってはどんな問題が指摘できるでしょうか。

本来ならば歯止めをかけなきゃいけないのを、そういう偽造文書をでっち上げて、先ほど言いましたようにアニスさんとイエニーさんが林議員と小杉議員の仲介で会ったときには、私たちは単に補償金を要求

してるだけじゃありません。ダム建設をやめて、融資をやめてくださいということを、そのあれを覆すためにあらゆる工作をやると。そしてアニスさんアジムさんが言ったことは、ダム建設反対ではなく、単に補償金のつり上げに過ぎない、そのことを言うために、あらゆる方策をするというこの汚いやり方というのは、ちょっと公務員のやることじゃないですね。

言葉遣いは別として、かなり91年10月以降の対応に問題があったという御指摘だと思うんですけども、その対応と91年の円借款に3条件を付けた、あるいはもうちょっと前の段階で、90年6月にナルマダ・ダムについて追加融資を停止した、この二つの状況の中には違いがあると思うんですけども、その点について証人の意見をちょっと御説明いただけますか。

やっぱりナルマダ、それからクドゥン・オンボを通じて、外務省の中にもODAを改革しなきゃいかんという意見もかなりありましたし、OECDの中にもあったんですね。このナルマダだけではなくて、ちょうどスリランカのコロンボとカタイヤ国際空港とのハイウエーの問題があったんです。そこも世界的な湿地を壊す、それから住民移転という問題で、住民がかなり強い反対運動を起こしたんですね。そのときに、あの当時のスリランカの所長だった辻所長が、僕、住民との話合い、ちょっと応じてくれないかって言ったら、初めてですよ、OECDのスタッフとして辻所長が住民との話合い、応じたんですね。

もう少し絞って。

その結果、原課長が融資をやめるという決断を下して、まだあのころは、この3条件を含めて、外務省にもOECDにも何とかODAを改善していかなくちゃいかんという雰囲気があったんですけども。この第2次円借款を契機として、あの当時の外務省の経済協力局長の川上隆朗、参事官の畠中篤、有償資金協力課長の石橋太郎、この3悪を中心

にしてもうNGOに譲るなど。ここで譲ったらODAがやりにくくなるということで、とにかくコトパンジャンでは絶対譲るべきでない。それが公電に出てると思いますが、そこで突っ走っちゃったんです。だから外務省はもうそこで悪い方向へ突っ走る。改革の動きがあったんだけど、それを切り捨てて悪い方向へ走ってる。それにOECD, JBI Cがくっついて、今もってこうグウーツと来てるというのが現在だと思います。

そうすると、第2次円借款以降の外務省等の動きについては、住民たちが訴えてた被害発生危険性とか、3条件をちゃんと守ってほしいこととか、そういうことについて配慮しようとする姿勢は。

もう姿勢は無くなっちゃったですね。

そもそも、その配慮をしたかしないかというよりも、その姿勢自体が無い、そういう状況だったということですか。

そうですね。

最後に湛水開始のときのことを聞くんですが、先ほどもちょっと東電の保守管理の関係で少し話があったんですが、97年に湛水開始がされてますけども、この段階での日本政府やJBI C、これの対応にはどんな問題があったのでしょうか。

当然の抗議をされたと思うんですけど。

抗議をして、その後、その辺の過程がこの裁判の中で資料として出てきてますね。この抗議はしたんですが、結果的には湛水が行われてるわけですが、この辺の経過についてどんな問題点が指摘できるのでしょうか。

だから一生懸命隠してたんだと思うんですけども。これ、世界銀行もクドン・オンボの所で世銀に連絡しないで一方的に湛水、貯水するのは約束違反だということで抗議してますけど、恐らくそういう感じの合意があったんだと思うんですけども。裁判長が1月に指摘された

ように、もし国内問題、内政問題だという主張を展開されるんだったら、抗議した法的基盤は何ですかという、これに答えなきゃいかんと思いますし、それからもう一つの問題として、じゃ、抗議した後、ゴム園のゴムの木も植わってない、移住地に給水施設も整ってない、その状況は変わってないわけで。じゃ、なぜそれを抗議した後、受け入れたんですかと、その説明もなされてないんで、これは僕、1月だったですか、裁判長から指摘された問題点、そのとおりだと思いますけどね。

そうすると、湛水再開に関して、当時、湛水した場合に住民に被害が発生しかねない状況というのが明らかになってたわけですが、それに対してちゃんと対応しなかった点に問題があると、そういうことでまとめてよろしいですか。

はい。

(休廷)

被告国代理人黒澤

甲B第18号証の025を示す

先ほどの証人の証言の中で、この文書については偽造だと、そういう話がありましたね。

はい。

証人も法律家なので確認しますけれども、言葉を選んで話してほしいんですが、この文書は偽造ですか。

偽造ですね。

もう1度、法律家なので表現には気をつけて話してほしいんですが、石橋太郎課長について、非常に強権的で外務省きっての悪だと、そういうふうにおっしゃいましたね。

はい。

これも証言は変わりませんか。

変わりません。

移転住民の95パーセントが不満を持っていると、そういうふうな証言もされてましたね。

はい。

第三者評価報告書を証人は読まれてますか。

読んでます。

そこで95パーセントというふうに書いてありますか。

村によって違いますけども、95パーセントの村が4か村か5か村ありますね。

だから移転住民の95パーセント、それが不満を持っていると、そういうわけではないというふうに聞いていいですね。

そうです。そういうことです。

甲B第42号証の3を示す

教育研究業績書を示します。ここに証人の著書とか論文等が挙げられてますね。

はい。

ここに挙げられたほかにも、本件コトパンジャン・ダムについて触れた著書や論文等がありますよね。

はい。

証人は週刊MDS、そういう雑誌、機関紙でも本件コトパンジャンについて述べてますね。

はい。

3ページ、11番です。著書として「ODA援助の現実」という本が挙げられてますね。

はい。

それ以前の1から10の著書、これはODAそのものについての著述ではないと、そう理解していいですか。

そうですね。

証人は平成4年10月から新潟大学で教鞭を振るっておられますね。

はい。

その教育研究業績書の18ページ以下を示します。ここが1992年以降なんですけれども、証人は沢山の雑誌でODAについて述べておられるんですが、新潟大学においてODAについて論じた論文を発表されたことはあるんですか。

かなり、これ以降もいろんな論文なり著作なりで、ODAについて扱ってますね。

新潟大学で論文として発表されたことはありますか。

あります。

平成11年4月から、今度は東京国際大学でも証人は教鞭を振るっておられますね。

はい。

教育研究業績書の22ページ以下を示します。これが1999年以降の部分なんですが、証人は、東京国際大学で論文として、ODAについて述べた論文を発表されておられますか。

僕はあそこは非常勤ですって行ってますから、特に東京国際大学では発表してませんね。

教育研究業績書の15ページに戻ります。その学術論文の63、「援助ニーズ」をどのように把握するか」という論文を載せておられますね。

はい。

これは国際協力事業団の国際協力という雑誌に載せたものでしたね。

はい。